

- 初回指定(平成31年2月27日)から5年が経過し、指定期間の満了を迎えるため、令和6年2月末の指定に向けて、公募を実施する。
- 公募に当たり、「東京都アレルギー疾患医療提供体制整備等実施要綱」及び「東京都アレルギー疾患医療拠点病院等選定要領」を改正する。

要綱・要領の改正の方向性（案）

- **アレルギー疾患医療連携事業等の要素を追加**
 - ・ 体制整備要綱及び選定要領に医療連携事業に関する事項を追加
（連携医療機関の登録、医療連携研修への協力、健康等情報ツールの活用、利用推奨）
 - ・ 拠点病院の選定要領に、アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会の運営を追加
- **専門治療等提供要件（選定要領別表1）を一部変更**
 - ・ 「皮膚科系」にJAK阻害薬の内服による治療を追加
 - ・ 「耳鼻咽喉科系」に生物学的製剤を用いた治療を追加
- **医師配置要件（選定要領別表2）は、変更しない方向（理由）**
 - ・ 皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科の指導医が少ない状況は変化なし。
 - ・ 拠点、専門病院の指定を目指し、数年かけて医師の配置等を調整している医療機関が複数ある。

項目	改正内容
<p>(新規追加) アレルギー疾患医療に関する連携医療機関の登録</p>	<p>(追加) 都は、拠点病院・専門病院以外の病院・診療所のうち、他の医療機関と連携しながら診療を実施する医療機関（連携医療機関）を登録し、必要な情報を公開する。</p>
<p>拠点病院の役割</p>	<p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療連携に関する研修等への協力 ・アレルギーに関する健康等情報ツールの利用・利用勧奨
<p>専門病院の役割</p>	<p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療連携に関する研修への協力 ・アレルギーに関する健康等情報ツールの利用・利用勧奨
<p>その他の医療機関等の役割</p>	<p>(追加) 連携医療機関は以下を実施する 医療連携に関する研修の受講 アレルギーに関する健康等情報ツールの利用・利用勧奨</p>

東京都アレルギー疾患医療拠点病院等選定要領 改正案

要件	拠点病院	専門病院
診療体制	<p>1 専門医療等の提供 (1) 内科系及び小児科系領域において、要領別表1に基準として掲げられた検査・治療が全て可能 (2) 皮膚科・耳鼻咽喉科・眼科領域のいずれかにおいて、要領別表1に基準として掲げられた検査・治療が全て可能</p> <p>2 専門的知識・技能等を有する医師の配置 (1) 内科系、小児科系において、常勤の指導医を配置 (2) 皮膚科・耳鼻咽喉科・眼科領域において常勤の指導医を配置、もしくは、院外の指導医への意見照会が可能であれば可 (3) 通常の診療時間帯において専門医による診療が可能 ※ 1、2について、小児専門病院については、小児科系領域のみについて適合すれば可</p> <p>3 患者指導を行う看護師等の配置</p>	<p>1 専門医療等の提供 内科系・小児科系・皮膚科系・耳鼻咽喉科系・眼科系のいずれかの領域について、基準として掲げられた検査・治療が全て可能</p> <p>2 専門的知識・技能等を有する医師の配置 (1) 1に該当する診療領域において、常勤の指導医を配置 (2) 通常の診療時間帯において専門医による診療が可能</p> <p>3 患者指導を行う看護師等の配置</p>
	<p>別表1 専門的治療等に提供に係る要件</p> <p>皮膚科系 (追加) 4 <u>重症なアトピー性皮膚炎に対するシクロスポリン内服、ステロイド内服及び、JAK阻害薬内服による治療</u></p> <p>耳鼻咽喉科系 (追加) 4 <u>生物学的製剤を用いた治療</u></p>	左記に同じ
(新規追加) 医療連携の促進	<p>1 都と協力し、連携医療機関との連携促進のための取組が実施可能</p> <p>2 東京都アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会の運営が可能</p>	<p>1 都と協力し、連携医療機関との連携促進のための取組が実施可能</p>

令和5年度 アレルギー疾患医療拠点病院等の公募スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
会議等		6/22 連絡会 ①	7/28 検討部 会①	8/8 検討委 員会①				● 連絡会 ②	● 検討部 会②	● 検討委 員会②		
公募事務	要件検討			要綱・要領 改正起案		公募説明会 準備		説明会	公募		決定	プレス

東京都アレルギー疾患医療拠点病院・専門病院指定一覧

- 平成30年度に、診断困難な症例や重症・難治性患者の検査・治療の可否、専門医による診療体制、医療従事者の人材育成等に係る指定要件に適合した病院を指定（指定期間5年間）

※指定日：平成31年2月27日

拠点病院（4病院）

小児から成人まで幅広い領域のアレルギー疾患に対応し、専門的医療を提供するとともに、都と協力して、医療従事者の人材育成、普及啓発等を中心的に担う

（※）アレルギー疾患医療における小児科領域の重要性を鑑み、小児専門病院であって、基準に適合する施設も指定対象とする

医療機関名	区分	所在地
東京慈恵会医科大学附属病院	一般型	港区
東京医科歯科大学病院	一般型	文京区
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	小児型	世田谷区
東京都立小児総合医療センター	小児型	府中市

専門病院（13病院）

内科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科の個別領域において専門的医療を提供し、人材育成等に協力

医療機関名	診療領域	所在地
慶應義塾大学病院	内科	新宿区
東京女子医科大学病院	内科	新宿区
日本医科大学付属病院	皮膚科、耳鼻咽喉科	文京区
同愛記念病院	内科、小児科	墨田区
昭和大学病院	内科、小児科	品川区
日本大学医学部附属板橋病院	内科	板橋区
帝京大学医学部附属病院	内科	板橋区
東海大学医学部附属八王子病院	小児科	八王子市
東京都立多摩総合医療センター	内科	府中市
公立昭和病院	小児科	小平市
東京慈恵会医科大学附属第三病院	小児科	狛江市
独立行政法人国立病院機構東京病院	内科	清瀬市
公益財団法人結核予防会複十字病院	内科	清瀬市

（眼科については、
該当医療機関なし）